商　品　仕　様　書

本仕様書適用品番・品名一覧表

商　品　品　番	品　　名
WHA25144WP	ザ・タップX　(安全設計扉・パッキン付コンセント)(4コロ) (個別防水スイッチ付)(スナップキャップ・1mコード付)(ホワイト)
WHA25244WP	ザ・タップX　(安全設計扉・パッキン付コンセント)(4コロ) (個別防水スイッチ付)(スナップキャップ・2mコード付)(ホワイト)
WHA25344WP	ザ・タップX　(安全設計扉・パッキン付コンセント)(4コロ) (個別防水スイッチ付)(スナップキャップ・3mコード付)(ホワイト)

1. 型 式

1－1　定　　格　　15 A　125 V　合計 1 500 Wまで

1－2　適合法規　　電気用品安全法(特定電気用品)

1－3　極数及び極配置　　テーブルタップ　2極

キャップ　　2極

2. 保証品質

2－1　形状及び材料・色彩　　添付商品仕様図による。

2－2　性　　能

試験場所は常温(5 ℃～35 ℃)、常湿(相対湿度 45 %～85 %)とする。

2-2-1　JIS C 8303及び電気用品安全法で定める性能は、次の各項目に適合する。

試験方法は JIS C 8306及び電気用品安全法による。

保持力	10 N ～ 60 N
温度上昇	30 ℃以下(刃と刃受けの接触部) 35 ℃以下(栓刃部) 65 ℃以下(スイッチの開閉接触部)
開閉性能 (コンセント部)	①15 A　125 V 負荷の力率約 0.6　開閉の割合20回/分　連続 5 000回 ②22.5 A　125 V 負荷の力率約 1　開閉の割合6～10回/分　連続 100回
開閉性能 (スイッチ部)	①15 A　125 V 負荷の力率約 1　開閉の割合20回/分　連続 5 000回 ②15 A　100 V～105 V 白熱電球負荷2秒間点灯30秒以上消灯 連続 100回 ③22.5 A　125 V 負荷の力率約 1　開閉の割合20回/分　連続 100回
絶縁抵抗 (500 V絶縁抵抗計)	極性を異にする充電金属部間 (ただし、電子部品を外した状態にて)　100 MΩ以上 充電金属部と外かく部間　100 MΩ以上

耐電圧	極性を異にする充電金属部間　1 250 V　1 分間 （ただし、電子部品を外した状態にて） 充電金属部と外かく部間　1 250 V　1 分間
耐熱性	80 ℃±3 ℃　7 時間（熱可塑性樹脂部） 100 ℃±3 ℃　1 時間（熱硬化性樹脂部）
刃取付部強度	2本の栓刃を一括して引張荷重を加える　100 N　2 分間
栓刃回動性能	15 A　125 V　負荷の力率 約 1　折曲速度20回/分　連続 1 000回
外かく押圧強度	600 N　1 分間
振子自重落下	器具を高さ 1 mから振子状に木板に衝突させる 3回で外かく破損なし（ただし、角部は除く）
コード引止部強度 （コード張力除去強度） （電気用品安全法別表第四）	コードと器具の間に引張荷重を加える　90 N　1 秒間　25回 コードを器具側より 5 cmの箇所を保持して押し込む 90 N　1 秒間　1回 コード接続部のズレ 2 mm以下
コード引出部強度 （コード口耐屈曲性）	〈本項目のみ試験条件として周囲温度は、15 ℃～30 ℃とする〉 コードの先端に 500 gの錘を吊り下げる 屈曲方向 :コード短径側　屈曲角度 :左右各 60 ° 屈曲速度 :40回／分　屈曲回数 :連続 10 000回（キャップ側） 連続 20 000回（テーブルタップ側） 線間短絡せず、心線の断線率 20 %以下
電線接続部 ヒートサイクル	25サイクルと125サイクルの温度上昇値の差　8 ℃以下

2-2-2 その他の性能は、次の各項目に適合する。

（1）コード接続部繰り返し衝撃荷重（キャップ側のみ）

コードと器具の間に 20回／分の速さで 60 N 瞬時（約 0.01 秒）の繰り返し荷重を加える。　繰り返し回数 :連続 3 000回

線間短絡せず、心線の断線率 20 %以下

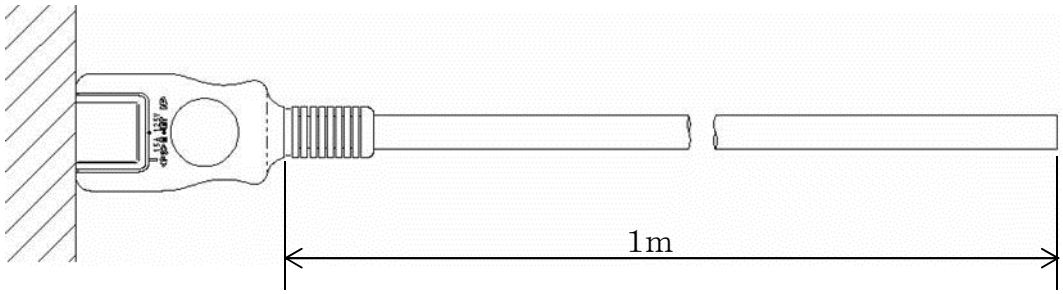

(2) 可動部操作力

栓刃の操作力は、下図の様に可動部操作を 10回繰り返した後、垂直方向に力を加える。　3 N～15 N

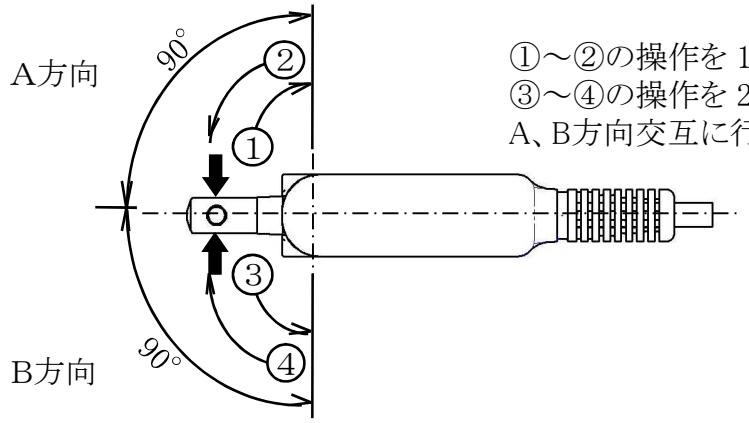

①～②の操作を 1回目
③～④の操作を 2回目と数え、
A、B方向交互に行う。

(3) 可動部耐久性

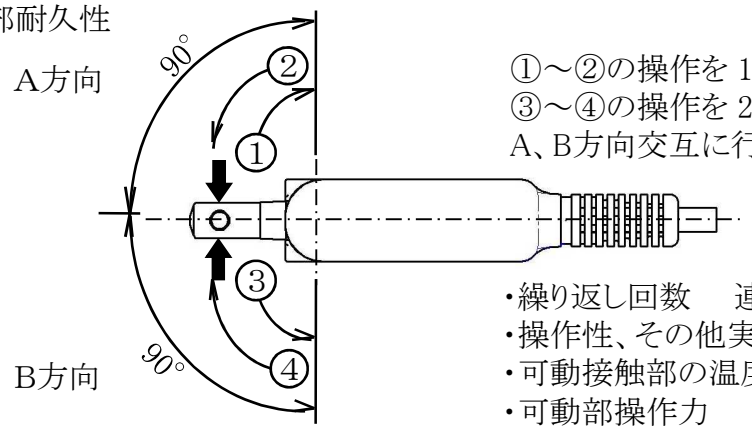

①～②の操作を 1回目
③～④の操作を 2回目と数え、
A、B方向交互に行う。

・繰り返し回数　連続1 000回(無通電)
・操作性、その他実使用上支障がないこと
・可動接触部の温度上昇は35 ℃以下
・可動部操作力　2 N以上
・折り曲げ速度　10～20回／分

(4) 防水性能 （当社独自の試験条件にて確認）

50 cm離れた位置から、10 L／分の水量にて30秒間散水する。

(5) 消費電力

ランプ点灯時の消費電力 ： 0.12 W以下（1個当り）

(6) ランプ寿命

25 000時間以上

(7) キャップの耐トラッキング性（日本配線システム工業会規格 JWDS 0028準拠）

0.2 %塩化アンモニウム水溶液を滴下させる。　滴下回数 : 200 滴

発火なきこと、過電流継電器・配線用遮断器は動作しないこと。

3. 環境条件

3－1　使用場所

(1) 住宅、事務所等の屋内で使用してください。

(2) 過酷な取扱いを受ける作業場、ひんぱんに水がかかる所、多量に水がかかる所（風呂場など）、屋側、屋外などでは使用しないでください。

3－2　使用周囲温度範囲　　－10 ℃ ～ ＋30 ℃

（ただし、気候のみの影響による場合は、－10 ℃～＋40 ℃）

4. 使用条件

4－1　防水扉＆パッキンで水・ホコリの浸入を防ぎます。

【使用上のご注意】

・電源プラグが浮き上がっていると水の浸入は防げませんので、パッキンに密着するまでしっかり差し込んでください。

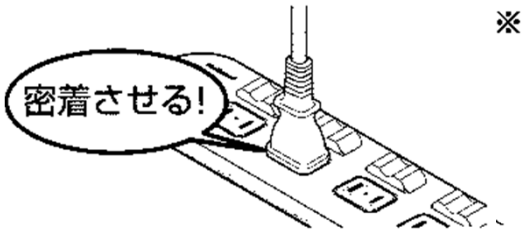

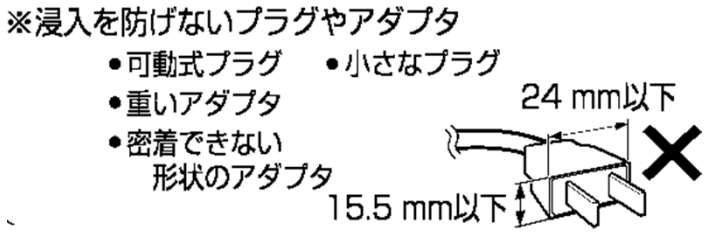

・水などがかかったときはすぐにふき取ってください。

・一時的にかかる水しぶきの浸入を防水扉とパッキンで防ぎます。
ひんぱんに水がかかる所、多量に水がかる所（屋外や風呂場など）では、使用しないでください。

・防水扉が割れたり、パッキンが破れたりしたときは防水性が損なわれますので、新しいザ・タップＸにお取り替えください。

4－2　マグネットの使用方法

※別売のザ・タップ専用マグネット（品番：WH9000P）をお買い求めください。

（1）マグネット貼り付け位置と個数

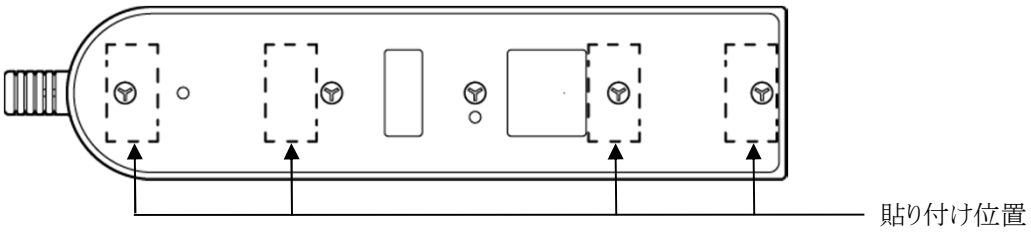

（2）マグネット貼り付け方法

①貼り付け面の汚れや水分をしっかりふき取る。

②マグネットの両端と中央をしっかりと押さえて、24時間以上放置してから使用する。

※詳しくはザ・タップ専用マグネット（品番：WH9000P）の商品仕様書をご確認ください。

注）この商品には別売のザ・タップシリーズ専用ホルダーは使用できません。

4－3　電源プラグに極性はありませんが、使用機器で電源の極性を合わせる必要がある場合、コンセントの長い方の穴と電源プラグの目印線側を合わせて差し込んでください。

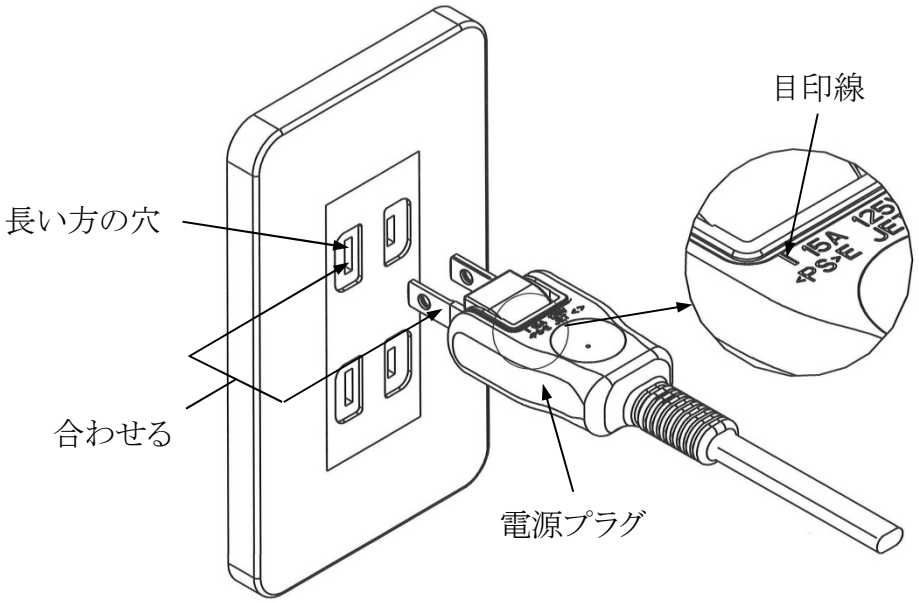

5. 機能

5－1　個別防水スイッチ付
電源スイッチにより接続機器が個別にON・OFFできます。

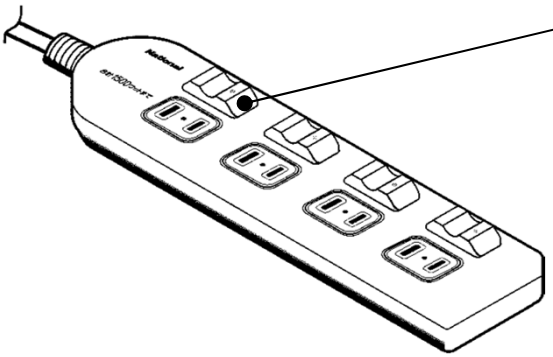

表示ランプ付個別防水スイッチ

ONの時、スイッチが光ります。
極性の違いにより、スイッチOFF時に表示ランプが薄く点灯する場合があります。
タップの電源プラグを左右逆にして壁のコンセントに差し込んでください。

6. 安全確保のための使用上の禁止事項

下記の項目を満足されていない場合のトラブルに関しては責任を負いかねます。

6－1　定格容量 1 500 W以下でご使用ください。

⇩

焼損の恐れがあり、火災の原因となります。

6－2　コードをたばねて使用しないでください。

⇩

焼損の恐れがあり、火災の原因となります。

6－3　ひんぱんに水のかかる所での使用や濡れた手でキャップを抜かないでください。

⇩

感電、火災の原因となります。

6－4　コードをステップルで固定したり、机の足等ではさまないでください。

⇩

断線して感電、火災の原因となります。

6－5　コードを引っ張ってキャップを抜かないでください。

⇩

断線して火災の原因となります。

6－6　コードを無理に折り曲げたり、ねじったりしないでください。

⇩

断線して火災の原因となります。

6－7　商品に熱いものを近づけないでください。

⇩

焼損の恐れがあり、火災の原因となります。

6－8　商品の上に物を置いたり、敷物の下に入れないでください。

⇩

焼損の恐れがあり、火災の原因となります。

6－9　被覆の損傷や断線したコードをそのまま使用しないでください。

⇩

感電、火災の原因となります。

6－10　ずぼら抜きをしないで、直接器具を持って抜き差ししてください。

⇩

器具の破損による感電、刃受ばねの異常開きによる接触不良、異常発熱、
発火の原因となります。

7. 品質保証について

7－1　保証期間

・本品の品質保証期間は、商品お買い上げ日（お引き渡し日）より 1 年間です。

7－2　保証内容

・取扱説明書、本体ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理させていただきます。

7－3　保証の免責事項

・保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。

（1）使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。

（2）お買い上げ後の取付場所の移設、輸送、落下などによる故障及び損傷。

（3）火災、地震、水害、落雷、その他天災地変及び、公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷。

（4）車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷。

（5）法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷。